

令和4年度も実施  
しています。

豊中市福祉サービス継続を目的とした地域人材活用支援金事業

## 介護・障害福祉サービス事業の雇用を支援します！

新型コロナウイルス感染の影響下においてサービスが継続できるよう、事業所の職員確保にかかる経費を支援します。令和2年度・3年度に支援を受けた場合も、令和4年4月1日以降に新規雇用する際は、再度この事業を利用できます。

(※ 詳細は市のホームページもご確認ください)

### ◆対象事業所

豊中市内の指定介護保険サービス事業所、指定障害福祉サービス事業所

### ◆雇用対象者と従事業務

令和4年(2022年)4月1日以降に雇用決定した人が対象です。

①次のいずれかの要件で、1事業所につきサービス種類ごとに市民2名を上限

- 介護経験や資格を持つ潜在介護人材等
- 新型コロナウイルス感染症に起因した失業や減収に至った人で、  
早期に増収、就労が必要な人(介護に係る経験、資格は問わない)

②従事業務と勤務時間

- 介護補助や運転業務、調理業務など
- 一日あたり4時間以上(週の勤務時間は20時間以上)

### ◆市から事業所に対する支援金

●雇用報酬支援金(新規雇用の対象者への報酬を支援)

- ・1人につき勤務1時間ごとに1,000円(但し、1日7時間以内)

●実費経費支援金(事業所の雇用に関する実費経費(交通費等)への支援)

- ・1人につき日額2,000円を上限とする額

雇用報酬・実費経費支援金は雇用開始から2か月間の支援(先着順)

●資格取得支援金

- ・新規雇用対象者を長期雇用し、その雇用対象者が介護に必要な資格取得を行う場合、資格取得にかかる費用を1事業所につき2名分(1人につき上限50,000円) (先着順)

支援金申込期限：令和5年(2023年)3月31日(金)

<裏面もあります>

## ◆手続き方法

『申込～交付までの流れ(別紙)』をご覧ください。

### 《お問い合わせ》

介護サービス事業所

豊中市福祉部長寿社会政策課(第二庁舎3階)

TEL:06-6858-2837/FAX:06-6858-3146

障害福祉サービス等事業所

豊中市福祉部障害福祉課(第二庁舎1階)

TEL:06-6858-3282/FAX:06-6858-1122



**求人募集は『豊中しごとセンター』やハローワークをご活用ください!**

### 【豊中しごとセンター】

所在地:豊中市庄内東町2-1-4 豊中市役所庄内駅前庁舎2階

電話:06-6398-7463 FAX:06-6398-7104

Email:shigoto@city.toyonaka.osaka.jp

#### 求人の流れ

初めての事業所→『事業所登録票』と『求人票』を作成しメールで送ってください。

既に事業所登録済の事業所→『求人票』のみ送ってください。

※ いずれ場合も添付の『事業所登録票』『求人票』に入力してください。